

報告第 1 号

令和元年度東金市病院事業特別会計決算不認定に係る措置の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 7 項の規定により、令和元年度東金市病院事業特別会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、次のとおり報告する。

令和 3 年 2 月 5 日 提出

東金市長 鹿 間 陸 郎

1 不認定となった日

令和 2 年 12 月 1 日

2 不認定となった経緯

同年 10 月に公然のものとなった、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）における不適切な業務運営に係る告発文書を発端に、法人及びその設立団体（東金市及び九十九里町をいう。以下同じ。）により調査等を行った中で、法人の業務の執行の根拠となる各種規程の不備、規律違反等に起因した不適切な業務運営の事実が認められた。

それを受け、決算審査特別委員会において、法人への事業負担金の支出を含む令和元年度東金市病院事業特別会計決算については、全会一致で不認定とすべきと決し、その後の本会議において不認定となった。

その際、事実が認められた不適切な業務運営を速やかに是正すること並びに今後の改善策及び予防策を着実に講ずることを求められた。

3 講じた措置の内容

同月 30 日に法人から設立団体にあった、告発文書における指摘事項等に係る報告の内容を受け、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 121 条第 1 項の規定により、同日に法人に対し設立団体への業務状況に関する報告を求め、同年 11 月 19 日に設立団体の職員による法人への立入検査を実施した。

法人への立入検査、同月 24 日に法人からあった設立団体への業務状況に関する報告

等により事実が認められた不適切な業務運営の是正並びに今後の改善及び予防を図るため、法第122条第1項の規定により、同年12月10日に法人に対し業務運営に係る是正等を命令した。

それを受けて、同条第2項の規定により令和3年1月15日に法人から設立団体にあった報告の内容等において、法人による是正の措置並びに今後の改善策及び予防策について次のとおり確認した。

- (1) 不適切な給与又は妥当性を欠くと認められた給与の支給の是正及びそれに伴う給与の返納
- (2) 給与に係る規程の適切な管理及び運用
- (3) 人事に係る法令の適切な運用並びに規程の適切な管理及び運用
- (4) 調達業務に係る規程の遵守による競争性等の確保、調達先の選定理由の明確化、必要書類の整備等による適切な業務の執行
- (5) 不適切な選定方法等による調達業務における調達先及び調達方法の変更並びに不適切な選定方法等によりなされた、適正性及び妥当性を欠いた支出の取扱いに係る整理等
- (6) その他業務の執行の根拠となる各種規程の適切な管理及び運用
- (7) 内部統制体制の整備及びその厳格な運用に向けた取組
- (8) 不適切な業務の執行に関わった職員の処分

また、法人の業務運営の適正性及び妥当性の確保に向け、設立団体による確認体制の強化に取り組むこととした。